

兵庫県公報

平成31年2月12日 火曜日 第3079号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|---|-----|
| ○ 地方卸売市場における開設の許可に係る公示事項の変更（消費流通課） | 1 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 2 |
| ○ 家畜伝染病の発生（畜産課） | 2 |
| ○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課） | 2 |
| ○ 保安林の指定の予定通知（同） | 3 |
| ○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同） | 3 |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定（水大気課） | 4 |
| ○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課） | 4 |
| ○ 同 上（同） | 4 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 5 |
| ○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課） | 5 |
| 公 告 | |
| ○ 入札公告（管財課） | 5 |
| ○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課） | 7 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（同） | 8 |
| 企業庁公告 | |
| ○ 落札者等の公示（猪名川広域水道事務所） | 10 |
| ○ 同 上（同） | 11 |
| ○ 同 上（東播磨利水事務所） | 11 |
| ○ 同 上（同） | 12 |
| ○ 同 上（姫路利水事務所） | 12 |
| ○ 同 上（同） | 13 |

告 示

兵庫県告示第104号

地方卸売市場における開設の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場条例（昭和47年兵庫県条例第18号）第28条の規定に基づき、告示する。

平成31年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 変更の理由 地方卸売市場の開設者の名称の変更
- 変更後の開設業務を行う者に係る事項
 - 開設業務を行う者の名称 西宮市場株式会社
 - 開設業務を行う市場 西宮東地方卸売市場
 - 取扱品目の部類 青果物及び水産物
- 変更前の開設業務を行う者に係る事項
 - 開設業務を行う者の名称 西宮東地方卸売市場協同組合
 - 開設業務を行う市場 西宮東地方卸売市場
 - 取扱品目の部類 青果物及び水産物
 - 許可の年月日 昭和47年12月28日
- 変更の年月日 平成30年12月1日



入札保証金を平成31年3月1日（金）の正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて平成31年3月1日（金）の午後5時までに提出すること。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び設計書で示した業務を履行できることを証明する書類を平成31年2月18日（月）午後5時までに提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は前記1（1）について総価（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 入札執行に際しては、積算内訳書を提出すること。

サ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからコまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~  
**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成22年兵庫県告示第396号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年2月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
 新定 I (129030007) の項中別図15を次の図面のとおり改める。  
 (「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
 平成31年 2月20日 (水) から同年 3月 6日 (水) まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
 兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
 兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課  
 〒673-1431 加東市社字西柿1075-2
  - (3) 提出期限  
 平成31年 3月 6日 (水) まで (当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
 提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31 (2019) 年 5月 7日 (火) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領 (以下「要領」という。) 第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成31年 2月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 社(2) I<br>(129010004)  | 加東市社 (別図 1 のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             | 別図 1 のとおり                     |
| 家原・社 I<br>(129010005)  | 加東市家原・社 (別図 2 のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図 2 のとおり                     |
| 河高 II<br>(129020005)   | 加東市河高 (別図 3 のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図 3 のとおり                     |
| 黒石 I<br>(129030001)    | 加東市永福 (別図 4 のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図 4 のとおり                     |
| 中筋(1) I<br>(129030002) | 加東市天神 (別図 5 のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図 5 のとおり                     |
| 中筋(2) I<br>(129030003) | 加東市天神 (別図 6 のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             | 別図 6 のとおり                     |
| 中ノ垣内 I<br>(129030004)  | 加東市天神・岩屋 (別図 7 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図 7 のとおり                     |

|                        |                       |         |          |
|------------------------|-----------------------|---------|----------|
| 山ノ下 I<br>(129030005)   | 加東市岩屋・森尾（別図8のとおり）     | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり  |
| 大福 I<br>(129030006)    | 加東市新定（別図9のとおり）        | 急傾斜地の崩壊 | 別図9のとおり  |
| 新定 I<br>(129030007)    | 加東市新定（別図10のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図10のとおり |
| 西ノ越 I<br>(129030008)   | 加東市栄枝（別図11のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 常田(1) I<br>(129030009) | 加東市秋津（別図12のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 秋津台 I<br>(129030011)   | 加東市秋津（別図13のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 大平井 II<br>(129030012)  | 加東市新定（別図14のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 新定 D II<br>(129030016) | 加東市秋津（別図15のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |
| 長谷 B II<br>(129030017) | 加東市黒谷（別図16のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図16のとおり |
| 黒石 II<br>(129030018)   | 加東市永福（別図17のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図17のとおり |
| 天神 II<br>(129030019)   | 加東市岩屋（別図18のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図18のとおり |
| 岩屋 C II<br>(129030020) | 加東市岩屋（別図19のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 岩屋 B II<br>(129030021) | 加東市岩屋（別図20のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 岩屋 A II<br>(129030022) | 加東市岩屋（別図21のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 森尾 II<br>(129030023)   | 加東市森尾・新定・岩屋（別図22のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 新定 A II<br>(129030024) | 加東市森尾・新定（別図23のとおり）    | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 吉井 A II<br>(129030025) | 加東市吉井（別図24のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 常田 B II<br>(129030027) | 加東市新定（別図25のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 新定 B II<br>(129030028) | 加東市新定（別図26のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 新定 E II<br>(129030029) | 加東市新定（別図27のとおり）       | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |

|                          |                 |         |          |
|--------------------------|-----------------|---------|----------|
| 新定CⅡ<br>(129030030)      | 加東市新定（別図28のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 蔵ノ谷AⅡ<br>(129030031)     | 加東市大畑（別図29のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 蔵ノ谷CⅡ<br>(129030032)     | 加東市大畑（別図30のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 蔵ノ谷DⅡ<br>(129030033)     | 加東市大畑（別図31のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 右支溪第五Ⅰ<br>(229030006)    | 加東市岩屋（別図32のとおり） | 土石流     | 別図32のとおり |
| 右支溪第八Ⅰ<br>(229030008)    | 加東市秋津（別図33のとおり） | 土石流     | 別図33のとおり |
| 右支溪第九Ⅰ<br>(229030009)    | 加東市秋津（別図34のとおり） | 土石流     | 別図34のとおり |
| 右支溪第十一Ⅰ<br>(229030010)   | 加東市秋津（別図35のとおり） | 土石流     | 別図35のとおり |
| 左支溪第一Ⅰ<br>(229030012)    | 加東市森（別図36のとおり）  | 土石流     | 別図36のとおり |
| 左支溪第一(4)Ⅱ<br>(229030028) | 加東市大畑（別図37のとおり） | 土石流     | 別図37のとおり |

（別図1から別図37までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成31年2月20日（水）から同年3月6日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び加東市役所
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2
  - (3) 提出期限  
平成31年3月6日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31（2019）年5月7日（火）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

## 企 業 庁 公 告

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成31年2月12日

契約担当者

兵庫県企業庁猪名川広域水道事務所長 安見文宏

- 1 落札に係る物品の名称及び数量